

リベラル・ナショナリズム論の国際秩序構想：序論 的考察

白川，俊介
九州大学大学院比較社会文化学府博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/16474>

出版情報：政治研究. 56, pp.89-117, 2009-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

リベラル・ナシヨナリズム論の国際秩序構想

——序論的考察——

白川 俊介

- 第一節 はじめに
- 第二節 リベラリズムと文化との関係性についての理解——リベラル・ナシヨナリズム論に基づいて——
- 第三節 リベラル・ナシヨナリズム対コスモポリタニズムという二分法を超えて
- 第四節 タミールの複数ネイション主義構想の批判的考察
 - (一) 複数ネイション主義構想の概要
 - (二) 批判的考察
 - (三) 小括
- 第五節 おわりに

第一節 はじめに

現代政治理論において、一九八〇年代のいわゆる「リベラル―コミュニティアン論争」や多文化主義に関する論争以降、ネイションや文化への関心が高まってきている。それにともなつて、近年、従来のリベラリズム理解に疑義が呈され、リベラリズム解釈に変容が生じてきている。⁽¹⁾ こうした新たなリベラリズム解釈のなかで、(特に英米圏の)政治理論において一定程度の合意を獲得してきているといわれるものが、「リベラル・ナショナリズム論」(liberal nationalism)である。⁽²⁾

リベラル・ナショナリズム論の理論家は、リベラルな原理を採用している国家内部において、抑圧的な状況におかれているマイノリティ(特にナショナル・マイノリティ)の存在を明らかにした。リベラル・ナショナリズム論とは、事實上(特にマイノリティの側から見れば)機能不全に陥っているリベラリズムの政治枠組みを、マイノリティ集団の権利要求をうまく取り込みつつ、マイノリティがマジョリティと同様に、みずからの善き生の構想を自由に探求できるように、原理的なレベルでの修正を試みるものであった。この意味で、リベラル・ナショナリズム論の理論家の少なくとも第一義的な関心は、たとえばその代表的論客であるデイヴィッド・ミラー(David Miller)においては英国とその内部のスコットランドやウェールズ、ウィル・キムリック(Will Kymlicka)においてはカナダとその内部のケベックであるように、リベラルな国家内部におけるマジョリティ集団とナショナル・マイノリティとの関係の調整にあると言える。

リベラル・ナショナリズム論の論者は、後述するように、リベラリズムの政治枠組みを下支えする連帯意識や相互信頼の源泉として、ナショナルな文化の共有を挙げ、それを共有する集団としてのネイションを重視する。そして、そのネイションがいかなる性格や属性を有しているかについての解釈は、固定的なものではなく熟議民主主義による多様な(再)解釈に開かれていることを強調する。このとき、他のネイションの存在無しに、みずからのナショナリティを解釈し、それを吟味し再解釈することはできないであろう。それゆえに、ネイションについて考察することは必然的に他

のネイションとの関係性 (inter-national relations) を考察することと同義であり、こうした見地からリベラル・ナシヨナリズム論は、リベラルな国家内部の問題のみならず、望ましい多文化共生世界の秩序像を考察する上でも示唆的な議論を提示しうるものと思われる。

本稿ではこうした問題意識を念頭に置きながら、近年のリベラリズム解釈の変容に留意し、特にリベラル・ナシヨナリズム論の洞察から導き出される国際秩序構想の一端を明らかにしたい。ただし紙幅の都合上、本稿のみではリベラル・ナシヨナリズム論の国際秩序構想という広大なテーマの全体を論じることとはできない。そこで小論では、現代政治理論において「リベラル・ナシヨナリズム」という言葉を定着させるきっかけとなった著作家であるヤエル・タミール (Yaël Tamir) が、主著『リベラルなナシヨナリズムとは』のなかで展開した、「複数ネイション主義」(multinationalism) という一種の国際秩序構想 (以下「複数ネイション主義構想」とする) の批判的検討を試みたい。

タミールの構想を取り上げる理由は次の通りである。すなわち、彼女は一般にリベラル・ナシヨナリストであると見なされているが、彼女が他のリベラル・ナシヨナリストに先駆けて提示した複数ネイション主義構想は、およそリベラル・ナシヨナリズム論の理論的洞察からすれば導き出されえないものだからである。したがって、タミールの複数ネイション主義構想とその理論的な基盤との不整合性を明らかにすることによって、リベラル・ナシヨナリズム論から導き出される国際秩序構想の理論的含意の一端を浮き彫りにすることができると思われる。本論はタミールの思想自体の検討を目的としているのではなく、国際秩序論の一環としてリベラル・ナシヨナリズム論の意義を検討するための序論的考察である。

本稿は以下のように進められる。まず次の第二節では、リベラリズムと文化の関係性に関する近年の解釈に言及し、リベラル・ナシヨナリズム論を概観する。こうした新たなリベラリズム解釈からすると、リベラル・ナシヨナリズム論は従来のリベラリズム解釈と親和性のあるコスモポリタニズムとは対立する思想であると捉えられがちである。ところが、こうした見方は誤りであることを指摘し、リベラリズムの政治制度の安定的存続にナシヨナルな文化が果たす役割をある程度積極的に評価した上で、ネイションの枠組みに加えて、それを越えるよりコスモポリタンな構想を含意する

政治理論を考察する必要性について第三節で論じる。つづいて第四節では、このような構想の一つの試みとして、他のリベラル・ナショナルリストに先駆けていち早くタミールが提示した複数ネーション主義構想を概観した上で、彼女の構想とその理論的基盤との不整合性を指摘する。こうした作業によって、リベラル・ナショナルリズム論から導出される国際秩序構想の理論的な含意の一端を明らかにしたい。そして、第五節では全体のまとめをおこない、若干の今後の展望を述べてこの稿を閉じる。

第二節 リベラリズムと文化との関係性についての理解——リベラル・ナショナルリズム論に基づいて——

「リベラリズム」とは多岐にわたる主義・主張を含む概念であるが、ジョン・グレイ (John Gray) が言うように、それが目指すものはおおよそ「異なる善き生の構想と世界観を有する各人の間に同意を打ち立てることのできる政治原理の探求」である。リベラリズムの課題とは「多様な善き生の構想の多元的存在の事実の下で社会統合を可能にする政治社会の構成原理」とは何かを探求することであると言える。

従来、概してリベラリズムは「啓蒙的理性の嫡出子」として理解されてきた。啓蒙思想の理論的特徴のひとつは「属性から生じる役割やアイデンティティからの個人の解放」であり、その結果、個人の自律性という価値が称揚されていくにしたがって、みずからが所属する集団の文化や、ナショナル・アイデンティティなどは、個人の自律を阻害するものとして認識され、次第に重要性を失っていくだろうと啓蒙理論家たちは考えていた。

リベラリズムは「啓蒙的理性の嫡出子」としてこうした考え方を公正な政治社会の構成原理を探求する上で継承している。リベラリズムにおいて前提とされている個人とは、いかなる経済的・宗教的・階級的・人種的關係などへの帰属によっても規定されることはない、いわば無属性的で文化超越的な自律的個人である。自律的個人の自由や権利、平等を保障するリベラリズムの構想、およびそれに基づく政治枠組みはいかなる文化をも超越しているという意味で普遍的であり、文化的に無色透明であると考えられてきた。この考え方がいわゆる「リベラリズムの中立性原理」(liberal princi-

ple of neutrality) あるが「中立国家」(neutral state)の構想である。

タミールによれば、中立国家の概念とは、国家をあたかもある特定の文化・宗教などへの偏りがまったくないものと捉え、特定の個人や集団と同一視されるような特徴から一切を免れていると想定する考えである。⁹⁾この点をとりわけ文化との関連に着目して述べれば、政治と文化の問題を「政教分離モデル」として捉え、文化を各人が私的に追求する価値であるとし、国家は文化から超越的であり、その保護や社会的再生産に積極的に関与すべきでないとする考えである。¹⁰⁾

この原理の下では、リベラリズムの政治枠組みにおいて、マイノリティは民族文化的な集団への帰属に関わりなく道徳的に平等な存在としての個人に与えられる人権によって間接的に保護されるため、国家は彼らにたいして「好意的無視」(benign neglect)という態度をとるべきであるとされる。そして、統治領域は私的な文化的領域とそれに関係のない公的領域とに二元化され、国家は後者のみを担当するとされる。このように従来のリベラリズムの解釈においては、リベラリズムの政治枠組みは「文化の私化」(privatization of culture)¹¹⁾をとめない、文化超越的で中立的なものであると考えられていた。しかし、こうしたリベラリズムと文化との関係性についての理解は徐々に変容を迫られてきた。

その大きな要因として、事実上マイノリティは、たとえ基本的人権が与えられても、不利な状況に置かれていることに変わりなかったことが指摘できる。¹²⁾なぜなら、リベラリズムの政治枠組みの文化中立性の想定のもとでは、自由民主主義諸国において文化や伝統に基づく政治的権利要求——分離独立、自治、集団代表権、言語や教育にかかわるものなど——はすべて生じること自体想定されないか、非リベラルなものとされてしまう恐れがあるからである。¹³⁾つまり、中立国家による「好意的無視」はマイノリティにとって「好意的」なものではなく、彼らの要求をひたすら私的なものとして意図的に隠蔽するように、あるいは規範からの逸脱として反社会化するように機能したのである。

こうした理由から、リベラリズムの政治枠組みが真に文化中立的であるのが次第に疑われるようになってくる。この点を明確に指摘し、中立国家という概念は少なくとも文化に関しては幻想であると主張したのがリベラル・ナシヨナリストである。彼らは、政治社会の構成原理は、たとえそれがリベラルなものであっても、従来のリベラルが想定していたように文化中立的で無属的なものではなく、人々が帰属するネイションの文化を一定程度不可避的に反映したも

のであることを強く認識する。⁽¹⁴⁾そして、リベラリズムの政治制度はそれを担う人々が有する共通の社会的経験や感覚に基づいて構想されるがゆえに、彼らにとってなじみ深く愛着のあるものとなり、一般の人々から強く支持されるものになると主張する。

たとえばその代表的論客の一人であるミラーは、リベラリズムの政治枠組みの構成要素の重要な一つである社会正義、およびその具現化としての再分配政策はナショナルな政治単位でこそ最もよく実現されると述べる。⁽¹⁵⁾つまり、再分配政策がうまく機能するのは市民が共通の紐帯によって、すなわち強い共通の帰属意識によって互いに結び付けられている場合なのである。なぜなら、不遇な者にたいする強い共感の念がなければ社会における再分配自体が成り立たないからである。⁽¹⁶⁾そしてそのような絆が存在するのは、實際上ナショナルなレベルにおいて他にはないと主張する。

それに加えて、社会正義の原理にとつて不可欠な背景を形成する共通の意味や理解を含む「公共文化」(public culture)の存在を挙げ、ネイションはそのような包括的文化構造(encompassing cultural structure)を共有する集団であるとする。⁽¹⁷⁾そして当該社会に属す人々が公共文化を共有しているからこそ、人々の間に連帯意識が醸成されると言うことができる。ミラーによれば、原理的に見て社会正義の構想は、政治的経験や公共文化の相違のため、ネイションごとに異なるのであり、その基本的単位はナショナルな単位でなければならないのである。

このような観点から、ミラーはネイションの自決を重視し、各ネイションが独自の属性(文化や伝統、置かれた自然的経済的状况など)を反映した政治社会を維持・運営できることを求める。すべてのネイションが自己の将来をみずから決定し、なじみ深い社会正義構想を実現する機会を与えられ、しかも他者はそれらを尊重すべきだと考える。⁽¹⁸⁾

マーガレット・カノヴァン(Margaret Canovan)が的確に述べているように、リベラル・ナショナリストは、リベラリズムや社会正義および民主主義の議論がいずれも政治共同体の存在についてある暗黙の前提に依拠していることを指摘した。⁽²⁰⁾その前提とは、社会正義や民主主義などが安定的に機能するためには、当該の政治社会に信頼関係や連帯意識が成立していなければならないことであり、それらは親族・社会階級・宗教・民族などの絆を超えるネイションへの帰属心によつてもたらされるということである。この意味でナショナリティはリベラリズムの政治枠組みを作動さ

せる、いわば「動力源」なのである。⁽²¹⁾

第三節 リベラル・ナショナリズム対コスモポリタニズムという二分法を超えて

このように見てくると、リベラル・ナショナリズム論はコスモポリタニズムと対立する点が多いものであると捉えられがちである。⁽²²⁾ というのも、たとえばロールズ（特に初期ロールズ）の理論がコスモポリタンの志向性を孕んでいたように、⁽²³⁾ コスモポリタニズムはリベラル・ナショナリズム論が批判する従来のリベラリズム解釈と親和性があるからである。⁽²⁴⁾ そして実際に対立する要素は少なからず存在する。

しかし現実には政治を考えていく上で、ネイションの重要性は大いにあるとしても、このグローバル化が進展する世界において、ナショナルな単位のみで政治を考えていくことはもはや不可能である。ナショナルな政治単位と同様に、言語やネイションの境界を越える政治制度の必要性は明らかである。経済的なグローバル化だけでなく、共通の環境問題や安全保障の問題をも扱う国際機関を必要としている。こうした問題に一つのナショナルな政治単位のみで取り組むことはできない。仮に、ナショナルな政治単位的重要性を極限にまで突き詰めるならば、複数のネイションによって構成されている国家（たとえば英国、スイス、ベルギーなど）は単一のネイションによって構成される国家に分割される必要がある、既存の国家の枠内にいるナショナル・マイノリティはすべて分離独立をせねばならないということになる。だがあらゆるネイションが望めば直ちに分離独立できるとすれば、世界は混沌とした状態に陥るであろうし、そもそも現実的に考えてそれは不可能である。⁽²⁵⁾

もちろんこういったことはリベラル・ナショナリストも十分承知している。したがってキムリツカが主張するように、「リベラル・ナショナリズムを、コスモポリタニズムを拒絶するものとして描くことは誤解を招くもの」である。コスモポリタニズムはナショナリズムと必ずしも対立するものではない。なぜならコスモポリタニズムの理念とは人権、寛容、文化交流、国際平和協力といった基本的な価値であると言えるが、ナショナリストがこれらに反対する必要は必ず

しもないからである。この意味で、リベラル・ナショナリズム論が含意するのはコスモポリタニズムの「再定義」であつて、その否定ではないのである。²⁶⁾

しかしながら、コスモポリタニズムを実現するために、従来のように普遍性や文化超越性・中立性を前提とする一連の制度を構想するものとして、つまり世界政府や世界連邦など何らかの地球規模の政体を志向する「制度的／法的コスモポリタニズム」(institutional / legal cosmopolitanism)としてコスモポリタニズムを解釈することについて、リベラル・ナショナリストは強い懸念を表明する。²⁷⁾なぜなら、それは究極的にはリベラル・デモクラシーという単一の形態の政治社会の構成原理を多くの社会に、文化や伝統が異なるにもかかわらず画一的に押し付けることを強いることになってしまうからである。²⁸⁾そうした事態を避けるために、リベラルが掲げるような自由・平等・民主主義・法の支配・人権などといった理念の普遍的重要性を認めつつ、それらを各ネイションに属す人々がみずからの肌になじんだ方法で実現できる、すなわち「地に足のついた」リベラル・デモクラシーの政治制度の構想を実現できる必要がある。²⁹⁾このときネイションという政治共同体の重要性を否定することはできないのである。

リベラル・ナショナリズム論はこれまで述べてきたことを考慮しながら、ネイションおよびネイション間関係を規範的に考察する理論である。その代表的論客であるタミールが九〇年代初頭に一早く提示した複数ネイション主義構想は、一見すると、リベラル・ナショナリズム論の洞察に基づき、ネイションを越える政治枠組みの構想、すなわち国際秩序構想である。しかし詳細に中身を検討すると、彼女の構想はリベラル・ナショナリズム論からは導かれえないものであることがわかる。そこで以下の第四節では、彼女の複数ネイション主義構想とその理論的基盤との不整合性を明らかにしたい。こうした作業を通じて、リベラル・ナショナリズム論が持つ、国際秩序構想の理論的含意の一端を浮き彫りにすることが可能であると思われる。

第四節 タミールの複数ネーション主義構想の批判的考察

(一) 複数ネーション主義構想の概要

タミールが複数ネーション主義構想を提示する背景には、ネーションは国民国家になることよってのみ、安定的に存続するという見解にたいする強い疑念がある。彼女の以下の言葉を少し長いが引用しておきたい。

ウズベク人、グルジア人、アゼルバイジャン人は、彼ら自前の国家を持てば以前より安全になるのだろうか。国連がユーゴスラヴィアをいくつかの国民国家に分割するという解決策を強制できたとしても、その解決策はセルビア人とクロアチア人がお互いを威嚇しなくなることを保障するのであろうか。ナショナルな紛争の解決策として創出された国家は、国家が設立される以前に開始された闘争を、相互破壊的なより洗練された手段さえ用いて継続するだろう。実際、国家内部の民族紛争よりも、国家間戦争において多くの人が殺されているということは周知の事実である。一九三九年におけるチェコスロヴァキアの諸民族、一九七九年におけるアフガニスタンの諸民族、一九九〇年におけるクウェートの諸民族のことを鑑みればわかるように、国家という地位 (statehood) は、必ずしも威嚇から身を守るための防壁にはならないのである。⁽³⁰⁾

アーネスト・ゲルナー (Ernest Gellner) も述べているように、ナショナル・マイノリティがみずからの国民国家の樹立をいかに望んだとしても、地球は空間的に有限であるため、ナショナルリズムの原理の貫徹、つまりすべての地域において政治的単位と文化的単位の一一致を平和的に実現することは困難である。⁽³¹⁾ 空間的な問題以外にも、経済力・軍事力・資源の量などの実質的なパワーの差によって、独立国家になれるものとそうでないものが存在する。すなわち、すべてのネーションが平等に国民国家となる権利を享受することは「達成不可能な理想」⁽³²⁾なのである。それにもかかわらず、

ナショナル・マイノリティの国民国家を希求する運動は収まる気配もなく、現在でも各地で紛争の火種として燻っている。

そこで彼女はまず、すべてのネイションが国民国家になることは非現実的であり、よってこの理想は放棄されねばならないと主張する⁽³³⁾。それが可能である理由は、彼女によれば、ナショナルリズムの本質は国民国家建設ではなく、むしろ文化的な権利要求の承認にあるからである。彼女は、「ナショナルな運動は、単に国家権力を掌握したいという欲求ではなく、個別の共同体の存続や繁栄を確保したいという要求や、その共同体の文化、伝統、言語を保存したいという欲求によって動機づけられている」と述べる⁽³⁴⁾。つまり、ナショナルリズムの本来的な目標は文化的なものであり、国家権力を握ることはそれに従属する手段的なものでしかないのである⁽³⁵⁾。

タミールによれば、各ネイションが文化的な権利要求を実現できる空間は国民国家のみであるという主張は根拠に乏しい。むしろ、ネイションの自決は国民国家のみならず、国家連合 (federal states) や連邦国家 (confederal states) などといったナショナルな生活に参画する機会を個人に保証する多様な政治的構成の設立を通じて実現することができる⁽³⁶⁾。つまり、各々のネイションが国民国家よりも上位の統治主体に参加し、平等に文化的自治権を付与されることにより、それらが抱く独立国家への願望を、地方自治や連邦的・連合的な協定といったより穏健な解決策に置き換えることが可能になると彼女は考える。

ここで彼女が希望を託しているのが、「地域機構」(regional organization)である⁽³⁷⁾。彼女はニール・マコーミック (Neil McCormick) を引用しながら以下のように述べる⁽³⁸⁾。「主権国家を持ちたいという要求は、領土や住民をめぐって相互に競合する。しかし、どのネイションの権利要求を取り上げるべきかという選択を不要にして、多くの国籍、文化的伝統、また文化集団を包摂するトランスナショナルな共同体を作り、そこにおける政治権威の配分を調整できるようにすれば、さらにそのような配分の選択がある種の補完性原理により導かれるのであれば、ネイション相互の二者択一性は大きく緩和される。つまり、一者のアイデンティティが必然的に他者のアイデンティティの犠牲の上で承認される、という状況は解消される」であろう。こうした権力の配分の調整や、権限の委譲は「地域機構の監督の下でおこなわれるならば、

より成功する確率は高い」とした上で、彼女は次のように主張する。

国民国家は経済・戦略・エコロジーに関する決定権力を地域機構に譲渡し、文化政策を構築する権力をローカルなネイションに譲渡するのである。地域の傘に保護されることで、すべてのネイションはその規模・資源・地理的条件・経済的持続可能性にかかわらず、文化的・政治的な自治を達成できる。⁽³⁹⁾

すなわち、彼女は地域機構が経済・防衛・環境問題などに関係する事柄を各ネイションに共通する問題として担当し、それ以外の文化的領域に属する問題、特に言語や教育に関する政策は各ネイションがおこなうという複数ネイション主義構想を提示する。このようにすることで、先に述べたネイション間に歴然とある実質的な資源や能力の差をあまり考慮に入れなくてもよい上に、ゲルナーが言うような原理を厳密に貫徹し、政治的単位と文化的単位を完全に一致させる必要性もなくなるのである。つまり、ネイション間のパワーの非対称性にかかわらず、自由に独自の文化的価値を育むことができるという意味で各ネイションは平等に扱われるのである。⁽⁴⁰⁾ こうしてそれぞれのネイションは地域機構内部において平和的に共存できるのである。

まとめると、タミールの複数ネイション主義構想の特徴はネイション間の平和的な秩序を保つための方策として、各ネイションに文化的自治権（文化的自己決定権）を平等に付与し、それぞれのネイションが独自の文化を自由に育むことができる環境を理論的に探求した点にある。そして、文化的自治権の平等な付与を可能にする具体的な国際秩序構想として、地域機構あるいは地域統合体といった国民国家よりも上位のトランスナショナルな枠組みに各ネイションが主体的に参画し、そこに安全保障や経済政策を任せ、そのなかでそれぞれのネイションが共存する制度像を描き出している。

(二) 批判的考察

しかしながら、以上のような彼女の複数ネーション主義構想によつて真に各々のネーションが平和的に共存できるのかどうか、大いに疑問の余地がある。たとえば、カノヴァンはタミールにたいして、特に防衛と経済に関して、地域機構が国家の管理能力を超えたより大きなパワーと責任を得ることがはたして可能なのかという懷疑論を提示している。以下ではこうしたカノヴァンの懸念を念頭に置きつつ、経済問題、特に財の(再)分配の問題に焦点を当てて、タミールの理論的基盤と国際秩序構想との間にある不整合性を明らかにしたい。

タミールの構想では、各ネーションは文化的自治を平等に認められることになっているが、現実には政策を履行するにあたっては、そのための財源の確保が必要となる。彼女によると、その財源の分配等を司ると思われる経済政策を担うのは、個別のネーションではなく、それより上位の地域機構である。したがって、それぞれのネーションが文化政策を実現する上での財源は、地域機構が握っているということになる。

このような状態で各ネーションが自由かつ平等に独自の文化政策を追求することができるか否かは大いに疑問である。言うまでもないが、地域機構内部にはさまざまな意味でのパワーの偏在が、そうした状況のなかですべてのネーションが文化的自治権を保持するのであれば、経済力に乏しいネーションは文化政策を自由におこなえない場合が予想される。たとえば、あるネーションにおいて、その文化に基づいた教育をするために学校を建設するといつても、財政的な余裕がないためそれが不可能な場合がある。このとき、実際に学校が建設できなければ、そのネーションが独自の文化的発展を自由に追求できているとはいひ難いのではなからうか。ミラーは、各ネーションの民族文化的な価値を反映しそれらを再生産していく手段としての社会政策(たとえば教育政策)は経済政策と切り離すことができなないと指摘している。⁽⁴⁾ そうであるならば、各ネーションの文化的自治を追求できる権利を有名無実のものとしないうためには、与えられた権利を実行に移すだけの財源が確保されていなければならない。したがって、財の分配がうまく機能すること
が前提となる。つまりタミールの構想では、文化政策の実行の可否は地域機構というネーションを越える政治枠組みの

内部における財の分配の問題に大きく関わるということになる。

ここで、先に述べた理念としての社会正義（平等）、およびそれを実現する財の（再）分配政策に関するリベラル・ナシヨナリストの主張を確認しておきたい。彼らは、分配的正義を担う制度が安定的に機能するには、それを共に担う人々の間にある共通のアイデンティティに基づく連帯意識や相互信頼が必要であることを強調する。そうでなければ、その政治制度にたいして人々が愛着を持たず、結果的にうまく機能しなくなるからである。このことを積極的に評価し、人間の仲間意識や信頼をもたらしものとして現実的に最も利用可能なものとしてのナシヨナリティの重要性を強調する。もちろんタミールもこうした主張を展開している。

分配的正義に関する問いは現代のリベラリズムの政治理論において中心的なものの一つであるが、タミールによれば、従来のリベラルは再分配政策の成否は必然的にある一定のナシヨナルな信念に基づいているという事実を看過していたという。

分配的正義に関する構想が国家において意味を持つのは、国家がみずからを自発的なアソシエーションではなく、同じ運命のその成員たちが共有するところの自発的かつ比較的閉じた共同体と見なす場合のみである。そうした共同体の内部において成員たちは、お互いにたいする愛情を育む。そうした愛情は相互的な責務——それなくしては「ケアする国家」(caring state) という理念は保持できない——を引き受けるために必要な道徳的正当化の根拠を提供する。⁽⁴³⁾

彼女はマイケル・サンデル (Michael Sandel) を参照しつつ、リベラルな福祉国家があるパラドックスの上に成立していると言う。すなわちリベラルな福祉国家は、個人主義的な諸価値に基盤を置く国家において、社会的なケアに基づいた政策を追求しようとする。別の言い方をすれば、リベラルな福祉国家の特徴とは「個人の諸権利を強力に保障する一方、他方で市民の間に高い程度の相互の関わり合いを要求している点」にあるという。しかし、この個人の権利の称

揚と市民の関わり合いの要求は矛盾を孕むものである。

よって、再分配政策は成員にたいして必ず何らかの負担を求めるものであるが、それを進んで引き受ける態度はリベラルの理論がそれ自体では提供できない前提、すなわちみずからと「一定の資質」——「そもそもはじめから相互に恩恵を受け、道徳的に関わり合いをもつ存在としての自分自身を見る何らかの見方」——を共有する人々にたいして抱く、いわば「関係性の感情」(a feeling of relatedness) に依拠しているのである。⁽⁴⁴⁾そして、そうした感情は「ある種の文化的・社会的背景」を人々が共有することによって生まれるのである。⁽⁴⁵⁾その上で彼女は以下のように述べている。少し長いが重要であるため引用したい。

われわれが福利を考慮すべき「他者」はわれわれが気遣い、アソシエーションに関するわれわれのアイデンティティとかかわりがある他者である。共同体的な連帯意識は、親密さと共通の運命という感情、あるいは幻想を生み出すのであり、そうした感情ないし幻想は分配的正義の前提条件である。それは「慈善は足許から始まる」という主張を支持しつつ、諸種の特異な関係に道徳的な力を付与する。その上、共同体的道徳は、将来世代の善き生、および共同体の過去を学び取り、それを維持・継承していくための資源の配分を正当化する根拠として作用しうるものである。その結果、国民国家がもつ共同体に似た性質は、とりわけリベラルな福祉国家の観念によく——そしておそらくは必然的に——なじむのである。⁽⁴⁶⁾

以上のようなタミール（そして、彼女を含めたりベラル・ナシヨナリスト）の、ネイション内部における分配的正義に関する議論を、ネイションより上位の政治枠組み、つまり地域機構に敷衍すると、地域機構の域内で財の再分配を実現するには、地域機構の構成主体である各ネイション間に共通のアイデンティティに基づく連帯意識および共有の制度への愛着が必要であるということになる。つまり、タミールの言うように各ネイションが文化的自治を平等に達成できるには、ネイション間において財の分配政策が円滑に機能することが不可欠であるが、彼女の理論的基盤からするな

らば、ネイション間の財の再分配が円滑に機能するためにはその前提として、各々のネイション間で何らかの「社会的・文化的背景」を共有することから生じる連帯意識、つまり「関係性の感情」が必要であるということになる。

このような敷衍が可能であると思われるのは、タミールも含めリベラル・ナショナリストは、国民国家およびネイションをその構成員である諸個人によつて間主観的に構成される「想像の共同体」であると認識しているからである。⁽⁴⁷⁾ そうであるならば、国民国家よりも上位の統治機構である地域共同体に關しても同様に捉えることができるように思われる。⁽⁴⁸⁾

そうであるならば、いかなる「関係性の感情」に基づいて地域共同体において社会正義の構想が実現されるのか、明確に述べられる必要がある。ところがタミールは「ネイションの自決はそれより大きな地域的枠組みにおいて最もよく達成される」とは主張する一方で、それが達成される場が「地域」機構である根拠を彼女はまったく示さないのである。⁽⁴⁹⁾

タミールはヨーロッパ的文脈を念頭に置いており、当時のヨーロッパ共同体を具体的な制度として意識しているため、ヨーロッパの各ネイションが地域機構にたいして愛着と忠誠を抱いていることは暗黙の前提とされていたのかもしれない。それは「実際に、独立した国民国家を形成できなかったヨーロッパの規模の小さいネイションはヨーロッパ統合を心待ちにしている」という表現や、「ヨーロッパ統合の深化は、先祖がえりのなナシヨナリズムが大火のごとく飛び火するのを防ぐ最良の途である」というマコーミックの言葉を引用していることから窺える。⁽⁵⁰⁾

しかし仮にそうであったとしても、またそうであるならばなお一層のこと、ヨーロッパという地域における「関係性の感情」の源泉とはいかなるものであるかを示さなければならぬ。たとえば、ミラーはまさにこの「関係性の感情」の醸成がヨーロッパにおいてさえも難しいために、地域共同体にはあまり期待できないとしている。⁽⁵¹⁾ 彼はニコ・ウイルトーデインク (Nico Wiltink) を引用しつつ、ヨーロッパの統合過程を人々はある程度受け入れてはいるが、それは主に功利主義的観点からであり、個別のネイションの自律性が脅かされないかぎりにおいてであることを指摘している。⁽⁵²⁾ このミラーの主張の是非はともかく、タミールはこうした地域機構への懷疑論に明確に応える必要がある。

ネイション間の財の分配がうまく機能しないとすれば、特に資源の乏しい弱小ネイションはいかに文化的自治権を平

等に与えられようと、それを実現することができない。そうなれば地域機構への信頼は揺らぎ、一度地域機構へ譲渡した経済政策などの権限を取り戻そうとする運動などが生じる事態が予想される。すなわち、地域機構内部において文化的自治では不十分だとして、政治的自決を求める運動が再燃する懸念は拭い切れないであろう。

確かにタミールの言うように、国民国家という選択肢が放棄され、すべてのネイションが平等に文化的自治を享受しつつ地域機構へ参入すれば、「先祖がえりのなシヨナリズムが大火のごとく飛び火する」恐怖はなくなるかもしれない。しかし、複数ネイション主義構想において考察されていない点は、それぞれのネイションが地域機構に権限を委譲する際に、各ネイションの有する当該地域機構への愛着および地域機構の構成主体間の連帯意識は問われないのかという問題である。

ある社会において自由・平等・民主主義といったリベラルな諸価値を実現する政治制度が安定的に機能するためには、それらを担うものの間に連帯意識と共有の制度への愛着が求められるというのはリベラル・ナシヨナリズム論の中心的洞察である。タミールもネイションのレベルでは政治制度が円滑に機能するためには、それになりたいする愛着や構成員相互の連帯意識が必要であることを強く主張している。しかし地域機構の場合、既に確認したように、文化的自治権が実質的に担保されるには、地域機構域内における財の再分配が不可欠であるが、これを実現する基盤としての地域機構の構成主体間の相互連帯意識や制度への愛着およびその源泉についてはまったく考察されていない。この点でタミールの議論は脆弱であり、彼女の理論的基盤からすれば整合性を欠いているのである。

(三) 小括

これまで述べてきた議論をまとめるとともに、それらを踏まえ、リベラル・ナシヨナリズム論から導き出される国際秩序構想の理論的含意について考察したい。タミールの複数ネイション主義構想においては、各ネイションが地域機構に参画することによって文化的自治権が平等に保証されることがその重要な要素である。しかし、それには豊かなネイ

ションから貧しいネイションへのトランスナショナルな財の配分が機能することが前提となる。そうであれば、この時点で彼女のいう地域共同体という統治機構は単なるネイションの功利主義的連合ではなく、比較的厚い正義の構想の実現に向けて権利と義務を共有する共同体でなければならない。

リベラル・ナシヨナリストは厚い正義の構想の実現に向けて権利と義務を共有する共同体としてネイションを重視する。ネイションにおいてこそ社会正義という理念およびその手段としての再分配政策が最もよく実現されるとする。その理由は、ネイションが社会正義の構想を共同で模索し実施するための一定の特質・共通了解を含むため、ネイションの構成員である諸個人間に相互信頼や連帯意識が存在し、また彼らが担う再分配に関する政治制度への愛着も生まれるからである。

この指摘を敷衍すると、地域機構の域内で財の配分を実現するには地域機構の構成主体である各ネイション間にも何らかの共通のアイデンティティに基づく連帯意識および制度への愛着が必要であるということが言えよう。功利主義的観点に立てば、みずからの利益にならない共通の枠組みからは抜け出せばよいのであり、それではそのような枠組みは長期に安定的に存続することは難しいだろう。したがって、ネイションを超える政治枠組み（少なくとも構成主体間で権利と義務を共有するような）を考察する際にも、そのような政治枠組みを下支えする、構成主体に共通する何らかのアイデンティティに基づく連帯意識および、共有の制度への愛着が求められるということが、リベラル・ナシヨナリズム論から導き出される重要な理論的含意である。端的に言えば、国民国家を下支えするナシヨナリティを考察するのと同様に、地域機構を下支えするいわば「リージョナリティ」とでも言えるようなものについて考察せねばならないということである。

第五節 おわりに

以上、小論ではタミールが、主著『リベラルなナショナリズムとは』において展開した複数ネーション主義構想の批判的検討を通して、リベラル・ナショナリズム論から導き出される国際秩序構想の理論的含意を明らかにすることを試みた。本節では、全体のまとめをおこなうとともに、若干の今後の展望を述べ、この稿を閉じることになしたい。

まず、本稿では近年のリベリズム解釈に変容が生じていることの留意し、その理論的変遷のなかで、リベラル・ナショナリズム論が注目を浴びるようになったことを確認し、その理論的特徴を簡単に概説した(第二節)。その上で、従来のリベリズム解釈を批判する形で登場したリベラル・ナショナリズム論は、従来のリベリズム解釈と比較的親和性があると思われるコスモポリタニズムと対立するものであると理解されることが多いが、それは誤りであることを論じた。リベラル・ナショナリストがいくらネーションの重要性を説くとはいえ、ネーション単位のみで今日の政治を考へることはできないことを彼らは認識している。この意味で、リベラル・ナショナリズムはコスモポリタニズムを拒絶するものではなく、その理論的な再定義、あるいは修正を試みるものである。したがって、リベラル・ナショナリズムの立場を踏まえた上で、ネーションおよびそれを超える政治枠組みに関する構想を提示していく必要がある、そのひとつの可能性を提示したものととして、タミールの複数ネーション主義構想を取り上げた(以上、第三節)。

タミールの複数ネーション主義構想が孕んでいる問題点を端的に述べれば、それは、リベラル・ナショナリズム論における理論的洞察が、複数ネーション主義構想においては欠落しているということである。より具体的に言えば、地域機構において各ネーションが平等に文化的自治を達成できるためには、その内部における財の配分が適正に円滑になさなければならないのだが、そのときに、各々のネーションの間で財の配分が適正におこなわれる、その配分の原理に關して、彼女は何も論じていないのである。ネーション内部で配分的正義を論じる際には、彼女はネーションを構成する諸個人間に何らかの社会的文化的特質に基づく「関係性の感情」が不可欠であると述べていた。この点こそが、リベラル・ナショナリストの重要な指摘にもかかわらず、地域機構におけるネーション間の財の配分の問題に關しては一切

触れられていない。ここにタミールの構想の大きな問題があつた（以上、第四節）。

タミールは、複数ネイション主義構想を展開する際に、ネイションが平和的に共存するためにはすべてのネイションを国民国家にするという理想を放棄し、すべての国民国家がその地位を棄て、地域機構というそれよりも大きな枠組みに組み入れられ、そのなかで文化的自治を達成できるようにする以外にないと主張している。私はここで、本当にそれ以外に方法はないのかと問いたい。リベラル・ナシヨナリズム論から導き出されうる国際秩序構想の基盤となるのは、ネイションレベルの政治体、すなわち国民国家であろうと思われる。もつと言えば、そもそも歴史的、風土的に異なるネイションが、それらに固有の状況のなかで多種多様に発展し、それぞれのネイションがお互いを尊重し棲み分けをしながら平和共存する世界像が導き出されるであろう。

このように考えた際、歴史的事実として国民国家がしばしばその内部のマイノリティを抑圧する暴力装置として、あるいは周辺の国家や準国家的集団への暴力の契機として機能してきた面は否めない。しかしそうであれば、現状の国民国家を積極的に再解釈し、国民国家という政体が不可避的に孕む排除と包摂の作法を改変し、国民国家を改良していくこととということが規範的に考慮されてしかるべきである。リベラル・ナシヨナリズム論は、ナシヨナリズムに「リベラル」という制約をかけつつ、ナシヨナルな文化を共有することによって生まれる構成員間の連帯意識や制度への愛着を、リベラリズムの政治制度が機能する「動力源」として積極的に評価する一方で、絶えずマイノリティや社会的弱者を包摂する形で、彼らに開かれたナシヨナルな統治機構（＝国民国家）のあり方を模索するものである。そうであるならば、タミールがネイションレベルの政治体ではなく、それを超える地域機構というリージョナルな政治体に希望を託したときに、彼女はあまりにも早急に国民国家という選択肢を、ひいてはリベラル・ナシヨナリズム論を放棄してしまつていくように思われるのである。

以上の議論を踏まえた今後の展望としては、まず、国民国家の規範理論的な再評価という意味で、改めてナシヨナルな境界線の意味を考察する必要があるだろう。この観点から、既存のナシヨナルな境界線の引き直し等を求める運動、すなわち、分離独立や連邦制の政治理論に関して深く考察する必要がある。いかなる条件のもとでならば分離独立は道

徳的に認められうるのかを規範的に考察する必要性や、ネイション内部における権限委譲の方策としての連邦制、あるいは必要に応じてはネイションが他のネイションと共に連邦的枠組みを形成することもあるであろうし、その意味での連邦制の政治理論を考察する必要性があるだろう。²⁵⁶

さらに、こうしたリベラル・ナショナリズム論から導かれる国際秩序構想と他の理論から導かれる国際秩序に関する構想との比較検討による理論的な精緻化を図ることも重要であろう。これについて若干言及しておけば、たとえばユルゲン・ハーバーマス (Jürgen Habermas) は、ナショナリティではなく、よりシヴィックな特性に政治体を下支えする連帯意識を求める「憲法愛国主義」(constitutional patriotism) を展開している。彼は国民国家という排他的で閉鎖的な政体ではなく、より開かれた政体のほうが望ましいとして、特にヨーロッパ連合に期待を寄せているのだが、今後こうした議論との理論的な仮想対話を通して、リベラル・ナショナリズム論から導かれる国際秩序構想の一層の理論的精緻化がなされなければならないだろう。

注

(1) こうしたリベラリズム解釈の変容に関しては、以下の拙稿を参照願いたい。白川俊介「リベラリズム解釈の変容と多文化共生世界の構想——ウィル・キムリツカの議論を手がかりに——」『比較思想論輯』(比較思想学会福岡支部) 第一五号、三三—四二頁、二〇〇八年。

(2) Kymlicka, Will. *Politics in the Vernacular: Nationalism, Multiculturalism, and Citizenship* (New York: Oxford University Press, 2001), p. 39. またリベラル・ナショナリズム論の代表的理論家とその著書は以下の通りである。Canovan, Margaret. *Nationhood and Political Theory* (Cheltenham: Edward Elgar, 1996); Kymlicka, Will. *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights* (Oxford: Oxford University Press, 1995). [角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳『多文化時代の市民権——メイン・リーの権利と自由主義』(見洋書房、一九九八年)]; id., *Politics in the Vernacular*; Margaret, Avishai, and Raz, Joseph. "National Self-Determination." *Journal of Philosophy*, vol. 87, no. 9, 1990, pp. 439–461; Miller, David. *On Nationality* (Oxford: Oxford University Press, 1995). [富沢克・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳『ナショナリティとは何か』(風行社、二〇〇七年)]; Moore, Margaret. *The Ethics of Nationalism* (New York: Oxford University Press, 2001); Spinner, Jeff. *The Boundaries of Citizen-*

ship, Race, Ethnicity and Nationality in the Liberal State (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1994); Tamiir, Yael. *Liberal Nationalism* (Princeton: Princeton University Press, 1993). [押村高・森分大輔・高橋愛子・森達也訳「リベラルなナショナリズムとは」(夏目書房'二〇〇六年)]; Walzer, Michael. *On Toleration* (New Haven and London: Yale University Press, 1997). [大川正彦訳「寛容について」(みすず書房'二〇〇三年)]; リベラル・ナショナリズム論の紹介と検討に関しては、施光恒「リベラル・ナショナリズム論の意義と展望——多様なリベラル・デモクラシーの花開く世界を目指して——」(荻原能久編『ポストウォー・シテイズンシップの構想力』慶應義塾大学出版会、二〇〇五年、一四七—一七〇頁)を参照。

(3) タミールの思想自体を検討したものとしては次の拙稿を参照。白川俊介「ヤエル・タミールの『複数ネイション主義』構想の批判的検討——「リベラリズムの中立性原理」との関係性を中心に——」『比較社会文化研究』第二三号、二〇〇八年、六一—七一頁。なお、本稿においてこの旧稿における考察の一部が反映されている。

(4) Gray, John. *Liberalism* (Milton Keynes: Open Press, 1986), pp. 90-91

(5) 施光恒『リベラリズムの再生——可謬主義による政治理論』(慶應義塾大学出版会、二〇〇三年)、七七頁。

(6) 井上達夫「他者への自由——公共性の哲学としてのリベラリズム——」(創文社、二〇〇一年)、三三頁。ただし、井上のこの一文脈は、リベラリズムを「啓蒙的理性の嫡出子」として理解することにはいささか問題があるということである。

(7) より詳細に述べておけば、非理性的束縛から解放された個人はみずからの文化的帰属など生来的なものから一定程度距離をとり、それを相対的に吟味できる。したがって、個人にとって文化的な所属は「純粹に自由意志によって選択されるもの」となり、本質的重要性を持たなくなる。そのかわり、自律的な選択をおこなう権利が全ての個人に平等に普遍的に付与されることが最も重要なこととなる。この考え方はナショナリズムの漸次的消滅という考えに帰着する。たとえ少数派集団の成員であろうとも、重要なことは個人としての平等な権利の享受であり、その集団の文化やナショナル・アイデンティティの保護ではなくなるのである。そうすると、結果的に各人が保持する文化的アイデンティティなどは次第に政治的重要性を失う。このため、個人はそのような個別的な要素を自発的に捨て去り、より大きな集団、ひいては単一のコスモポリタンな社会に統合されていくであろうとコンドルセをはじめとする啓蒙理論家は考えていた。つまり啓蒙思想においては、伝統、文化、宗教などの個別的属性から解放された自律的な個人に中心的な価値が置かれていた。こうした考えの下では、ナショナル・アイデンティティや文化的帰属意識は個人にとって本質的重要性を失い、そのために個人はそれらを自発的に放棄するであろうと考えられていた。よって、「コスモポリタニズムこそが個人の解放の自然で不可避的な帰結である」とされ、単一で普遍的な世界共通のコスモポリタンな文化の出現が大いに期待されたのである。See Kymlicka, *Politics in the Vernacular*, p. 203.

- (8) Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, Second Edition (Oxford: Oxford University Press, 2002), p. 221. (千葉真・岡崎晴輝訳者代表『新版 現代政治理論』(日本経済評論社、二〇〇五年))
- (9) Tannir, *Liberal Nationalism*, p. 141.
- (10) Kymlicka, *Politics in the Vernacular*, p. 23-24.
- (11) Barry, Brian, *Culture and Equality: An Egalitarian Critique of Multiculturalism* (Cambridge: Harvard University Press, 2001), ch.2.
- (12) この点は以下を参照のこと。Kymlicka, *Multicultural Citizenship*, pp. 1-5.
- (13) 施光恒「リベラル・デモクラシー——グローバル化の中で——」(佐伯啓思・柴山桂太編『キーワードで読む現代社会』ナカニシヤ出版、近刊)。
- (14) タミールはこれに関して以下のように述べている。「実際にはリベラルな国家は近代の国民国家を構成する諸々の前提の枠内で運営され、またみずからを特有の文化・歴史および集団的な運命と共有するもの「共同体とみなしてきたのであった。」(Tannir, *Liberal Nationalism*, p. 141) それゆえ、「国家が事実上、政治的・社会的・道徳的・経済的な諸種の問いにたいして、ある一つの立場に立たざるをえない」のである (*ibid.*, p. 146)。したがって、キムリックカの言うように、「国家がある特定のアイデンティティを奨励し、それにより他の文化的アイデンティティに不利益を与えることは避けられない」のである (Kymlicka, *Multicultural Citizenship*, p. 108)。
- ただし、リベラル・ナショナリズム論の理論家がこのように主張するからと言って、彼らが多数派のナショナルな文化がリベラリズムの政治枠組みに反映されていることの暴力性を軽んじているわけでは決してない。この点を強調し、少数者の権利擁護を重視する「リベラルな多文化主義」(liberal multiculturalism) の議論は、リベラル・ナショナリズム論と相互補完的な関係にあるといつてよい。See Kymlicka, *Politics in the Vernacular*, pp. 41-42.
- (15) この点に関しては以下のミラーの著作を参照のこと。Miller, *On Nationality*; *id.*, *Principles of Social Justice* (Cambridge: Harvard University Press, 1999); *id.*, *Citizenship and National Identity*. (Cambridge: Polity Press, 2000).
- (16) ミラーは以下のように述べる。「社会正義の枠組み、とくに、市場での取引を通じて自活できない者にたいする再分配を含む枠組みを各個人が支持する条件について考えるとき、信頼は特別な重要性を帯びるようになる。この意味での福祉国家を目指し、同時に民主的な正当性をも保持しようとする国家は、構成員がそうした正義の義務をお互いに承認しあっている共同体に基礎を置いていなければならぬ。」Miller, *On Nationality*, p. 93°

(17) ミラーによれば、公共文化とは「ある人間集団がどのようにして共に生活を営んでいくかに関する一連の理解」(ibid., p. 26)であり、いわば社会正義の構想を模索していく上での手がかりとなる感覚や社会的意味・経験の集合である。これを共有しているからこそ同じネイションに所属する人々はお互いを文化的に同質な仲間であると認識し、生活の多様な場面で継続的協力を常におこなう、社会を共同で作つていこうと考えるのである。

(18) ここで、ネイションについて特に他の集団との違いを踏まえつつ整理しておきたい。第一に、ネイションとは政治的な自決を強く望む人々の共同体であるということである。つまり、みずからの運命のみずからで決定する意思を明確に持つ人々の集団であり、それを実現するために独自の政治制度 (state) を持ちたいと欲する集団である。(See ibid., p. 19)。民族集団 (ethnic group) などネイション以外の集団は、既存の国家内での地位の承認を求めており、必ずしも厳密な意味での政治的な自決は求めていないという点でネイションと区別される。(See Kymlicka, *Multicultural Citizenship*, ch. 2; Miller, *Citizenship and National Identity*, pp. 127-128)。

ところが、一つのネイションの下に多様な民族集団が共存する例は現実によくある。このことから、ネイションと他の集団のアイデンティティは共存可能であることがわかるだろう。つまり、ネイションに基づくアイデンティティはエスニシティなど他の集団の帰属に由来するアイデンティティと原理的には両立可能なのである。すなわち、ネイションはそのままさまざまな私的な文化が繁栄する余地を大いに残すという意味で排他的で固定的であるどころか、少なくとも原理上は包括性を有しているのであり、ナショナルティは熟議民主主義による多様な解釈に開かれているという意味での柔軟性も有する (Miller, *On Nationality*, pp. 44-6)。これがネイションの第二の特徴である。

(19) 同様の見解を提示するものとして以下を参照。Kymlicka, *Politics in the Vernacular*, pp. 225-226; Tamin, *Liberal Nationalism*, pp. 117-119。

(20) Canovan, *Nationhood and Political Theory*, p. 44. 民主主義に関するリベラル・ナショナルリストの見解として以下を参照。

Tamin, *Liberal Nationalism*, pp. 128-129.

(21) Canovan, *Nationhood and Political Theory*, p. 80.

(22) ここでいうコスモポリタニズムとは特に、コンドルセをはじめとする啓蒙思想家が描いた、単一の普遍的な文化や言語のもとに人々が暮らす世界像である。このようなコスモポリタニズムをキムリックは「啓蒙主義的コスモポリタニズム」と呼ぶ。この点に關しては Kymlicka, *Politics in the Vernacular*, ch. 10 を参照。

(23) 寺島俊穂「政治哲学の復権——アレントからロールズまで」(ミネルヴァ書房、一九九八年)、二四二頁。

(24) 白川「リベラリズム解釈の変容と多文化共生世界の構想」三四—三六頁。

(25) 誤解のないように述べておくが、このように書いたからといって、分離独立の権利の考察を現実性がないという理由で否定するものではない。分離独立の権利について規範理論的に考察することの重要性をキムリックは認めている。See Kymlicka, "Secession: The Morality of Political Divorce from Fort Sumter to Lithuania and Quebec," *Political Theory*, vol. 20, no. 3, 1992, p.527-532.

分離独立の権利についてはアレン・ブキャナン (Allen Buchanan) の分離理論が現代の古典として知られている。See Buchanan, *Allen. Secession: The Morality of Political Divorce from Fort Sumter to Lithuania and Quebec* (Boulder: Westview Press, 1991); *id. Justice, Legitimacy, and Self-Determination* (Oxford: Oxford University Press, 2004). ヌラーはリベラル・ナショナリズム論の立場からの分離独立の理論を提示している。See Miller *Citizenship and National Identity*, ch. 7-8. ヌラーとはほぼ同様の観点から分離独立の権利を論じたものとして以下も参照。Neilsen, Kai, "Secession: The Case of Quebec," *Journal of Applied Philosophy*, vol. 10, no. 1, 1993, pp. 29-43; *id.*, "Liberal Nationalism and Secession," in Moore (ed.) *National Self-Determination and Secession* (New York: Oxford University Press, 1998), pp. 103-133; また以下の拙稿も「参照願いたい。白川俊介「アレン・ブキャナンの分離理論の意義と限界——リベラル・ナショナリズム論の観点から——」『比較社会文化研究』第二号、二〇〇七年、二九—四三頁、および、白川俊介「リベラル・ナショナリズム論による分離独立の権利——多文化共生社会に関する規範理論的一考察——」『比較思想論輯』(比較思想学会福岡支部)第一四号、二〇〇八年、三九—四六頁。

(26) Kymlicka, *Politics in the Vernacular*, pp. 219-220.

(27) カイ・ニールセン (Kai Neilsen) は現代のコスモポリタニズムを二つに分類する。一つは「道徳的コスモポリタニズム」(moral cosmopolitanism)である。彼によれば、「道徳的コスモポリタニズム」とは、あらゆる人々の生は平等に重要であるという、リベラルな社会に深く組み込まれた確固たる道徳的平等の信念を表明する。ただし、コスモポリタニズムを表現するための具体的な制度構想に言及するわけではない。この立場は国民国家を肯定する者も含め、ほとんどの現代政治理論家が共有するものである。これとは異なるコスモポリタニズムのもう一つの立場が「制度的／法的コスモポリタニズム」である。この立場は、世界政府や世界連邦などのようないわゆる世界的ガヴァナンスと称されるようなもの、すなわち、一部の領域においては国民国家や複数ネイション国家の主権を凌駕しうるトランスナショナルな政体を求める立場である。したがって、「制度的／法的コスモポリタニズム」は「道徳的コスモポリタニズム」であるとと言えるが、「道徳的コスモポリタニズム」は必ずしも「制度的／法的コスモポリタニズム」である必要はないのである。See Neilsen "Toward a Liberal Socialist Cosmopolitan Nationalism," *International Journal of Philosophical Studies* vol. 11, no. 4, pp. 439-441. *カポルジョセリーヌ・クチュール* (Jocelyne Couture) は「道徳的コスモポリタニズム」とリベラル・

ナショナリズム論の主張は両立しようとするものではない。See Couture, Jocelyne. "Facing Globalization: Cosmopolitan Democracy and Liberal Nationalism," *Monist* vol. 82, no. 3, 1999, pp. 491-515; id., "Cosmopolitan Democracy and Liberal Nationalism," in Miscovic, Nenad. (ed.) *Nationalism and Ethnic Conflict* (La Salle: Open Court, 2000), pp. 261-282; id., "Nationalism and Global Democracy: Between the Myth of Community and the Mirage of the Global Village," in Seymour, Michael. (ed.) *The Fate of the Nation-State* (Montreal & Kingston: McGill-Queens University Press, 2004), pp. 69-89. 「制度的／法的コスモポリタニズム」を支持する代表的論者とその著作は以下のとおりである。Held, David. *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance* (Cambridge: Polity Press, 1995). [佐々木寛・遠藤誠治・小林誠・土井美徳・山田竜作 訳「デモクラシーと世界秩序——地球市民の政治学」(NTT出版、二〇〇二年)]; Kaldor, Mary. *Global Civil Society: An Answer to War* (Cambridge: Polity Press, 2003). [山本武彦・宮脇昇・木村真紀・大西崇介訳「グローバル市民社会論——戦争へのひびく回答」(法政大学出版局、二〇〇七年)]; Pogge, Thomas. "Priorities of Global Justice," in Pogge (ed.) *Global Justice* (Oxford: Blackwell, 2001).

(28) リベラル・ナショナリズム論とは異なる文脈であるが、近著で多極的グローバル秩序に関する議論を展開しているシャントル・ムフ(Chantal Mouffe)もデイヴィッド・ヘルド(David Held)やメアリー・カルドア(Mary Kaldor)を以下のように批判している。「等しい権利と義務を持つコスモポリタンな市民からなるコスモポリタンの民主主義が可能であると信じていること、これらは危険な幻想ではない。かりにこの企図が実現されたとしても、みずからの世界観を惑星の全域に押し付け、また、みずからの利益を人類の利益と同一視しながら、あらゆる不同意を『理性的な』リーダーシップにたいする不正な挑戦とみなす支配的権力による世界大のヘゲモニー状態を意味するであろう。」Mouffe, Chantal. *On the Political* (London: Routledge, 2005), p. 107. [酒井隆史監訳・篠原雅武訳「政治的なものについて——闘技的民主主義と多元的グローバル秩序の構築——」(明石書店、二〇〇八年)】。

(29) この点に関しては、施「リベラル・デモクラシー」を参照。

(30) Tamin, *Liberal Nationalism*, p. xii.

(31) Gellner, Ernest. *Nations and Nationalism* (Oxford: Blackwell, 1983), pp. 1-3. [加藤節監訳「民族とナショナリズム」(岩波書店、二〇〇〇年)】。

(32) Tamin, *Liberal Nationalism*, p. 142.

(33) 「すべてのネイションに国民国家をとという理想は放棄されるべきであり、その見解を各ネイションは進んで受け入れなければならぬ。」*Ibid.*, p. 150.

- (34) *Ibid.*, p. xiii.
- (35) *Ibid.*、ただし、タミールはどのように述べた直後に、「ナショナリズムが必ずしも国民国家を樹立する権利を含むものではないという主張は、ナショナリズムを私的なものとする企てとして捉えられるべきではない」という重要な付言をしている。
- (36) *Ibid.*, p. 75.
- (37) ただしタミールは以下の論考において、地域機構ではなく、世界政府により肯定的な評価を下している。See Tamir, "Who's afraid of a global state?" in Goldmann, Kjuul, Hammer, Ulf, and Westin, Charles, (eds.), *Nationalism and Internationalism in the Post-Cold War Era* (London: Routledge, 2000), pp. 244-267.
- (38) Tamir, *Liberal Nationalism*, p. xv.
- (39) *Ibid.*, p. 151.
- (40) ここで、タミールにとってはネイション間の平等をいかに達成するかということも大きな理論的課題であったと考えられる。既述のように、タミールはすべてのネイションが国民国家を建設することが不可能な理由として、実質的なネイション間の資源や能力の不平等、不平等を指摘している。このため、ネイションの自決が達成できる枠組みを提示する際に、ネイション間の平等を強く意識していたと思われる。その証拠に彼女は以下のように指摘している。「ネイションの自決権に含意される望ましい自治の程度は、すべてのネイションが平等な資格を持つことを考慮に入れなければならない。」*Ibid.*, p. 74.
- (41) See Canovan, *Nationhood and Political Theory*, pp. 115-119.
- (42) この点に関して、ミラーは失業対策と農業政策を例にあげて説明している。すなわち、失業対策は経済的均衡の一要素というだけでなく、社会の一般的生活に多大な影響を及ぼすこととなり、また農業政策は、農民の既得権益と消費者の利益との綱引きというだけでなく、国土のあり方そのものに関わる主要な決定要因となるであろう。つまり、彼の言うところによれば、経済政策はその社会をどのような方向に動かしていくかと言う点で社会政策、ひいては文化的自治の問題と大きく関わるのである。See Miller, *On Nationality*, pp. 101-103.
- (43) Tamir, *Liberal Nationalism*, pp. 117-118.
- (44) *Ibid.*, pp. 118-119.
- (45) *Ibid.*, p. 128.
- (46) *Ibid.*, p. 121.
- (47) タミールは以下のように述べている。「ネイションはただその成員が共同体意識の感覚を共有するかぎりにおいて存在し、その意味

においてネイションに所属しようとする意思の重要性を的確に描き出そうとしているルナンの隠喩『日々の国民投票』に確かに合致しているのである。』*Ibid.*, p. 66. また、ミラーも同様の見解をしている。 See Miller, *On Nationality*, ch.2.

(48) 紙幅の都合上詳細は述べることはできないが、この議論は近年の国際政治学における地域主義の理論的研究を参考にした。ここでは、アレクサンダー・ウェント (Alexander Wendt) などに代表される構築主義的アプローチをしつつ、地域をある種の構築された共同体、すなわち、「認知上の地域」(cognitive region)、あるいは「想像された地域」(imagined region)として捉えようとしている。代表的なものとして以下を参照。 Adler, Emanuel, *Communitarian International Relations: The Epistemic Foundation of Intentional Relations* (New York: Routledge, 2005); Adler, and Barnett, Michael, (eds.), *Security Communities* (Cambridge: Cambridge University Press, 1998); Hurrell, Andrew, "Regionalism in Theoretical Perspective," in Luce, Fawcett, and Hurrell (eds.), *Regionalism in World Politics* (New York: Oxford University Press, 1995), pp. 37-73. (菅英輝・来栖薫子監訳『地域主義と国際秩序』(九州大学出版会、一九九九年)。

(49) Taminr, *Liberal Nationalism*, pp. 165-166. (傍点は筆者による)

(50) さらに言えば、地域機構内部での財の分配が機能するためには、地域機構における財の分配に関する熟議が円滑かつ公正におこなわれることが求められるという意味で、それぞれのネイションがいかにかにして地域機構の意思決定に参与しうるのか、すなわち、熟議民主主義あるいは民主的正当性の問題も大きな論点として挙げられよう。この点に関しては、本稿では紙幅の都合上ほとんど触れることができなかったが、若干ここで言及しておきたい。タミールは、ナショナルなレベルにおける民主主義にも個人々が同じネイションに所属する人々にたいする「関係性の感情」を抱えていることが必要とされると述べている (See Taminr, *Liberal Nationalism*, pp. 128-129.)。これは他のリベラル・ナショナリストにも共通する (See Kymlicka, *Politics in the Vernacular*, pp. 212-220, 317-326; Miller, "Deliberative Democracy and Social Choice," *Political Studies, Special Issue*, no. 40, pp. 54-67)。その一方で、地域機構における民主主義についても同様に、各ネイション間に何らかの「関係性の感情」が必要であると思われるが、本稿で指摘しているように、タミールは地域機構における「関係性の感情」についてはまったく言及していない。民主主義という観点からしても、彼女の議論はナショナルなレベルとトランスナショナルなレベルで、理論的整合性を欠いていると思われる。ネイションの代表制・意思決定の問題は重要な論点であり、稿を改めて論じたい。

(51) *Ibid.*, p. 151.

(52) *Ibid.*, p. xv.

(53) ミラーはある国の経済政策の履行はその国の文化的な価値と密接に関連しているという理由から、ネイションの枠組みを超えるい

かなる集团的取り決め (collective arrangements) が結ばれた場合でも、国家はそこから離脱する最終的権利を常に保持しつつ、経済政策に関する決定権をそれより上位の統治主体に条件付きで移譲する準備を整えるべきであると主張している。See Miller, *On Nationality* pp. 101-103.

(54) *Ibid.*, pp. 160-161.

(55) こうした試みとして、ウェイン・ノーマン (Wayne Norman) の最近の仕事は示唆的である。See Norman, Wayne, *Negotiating Nationalism: Nation-building, Federalism, and Secession in the Multinational State* (Oxford: Oxford University Press, 2006).

(56) この点に関するハーバーマスの議論については以下などを参照のよう。Habermas, Jürgen, *Die nachholende Revolution* (Frankfurt am Main Suhrkamp, 1990). (三島憲一他訳『遅ればせの革命』(岩波書店 一九九二年)); id., *Die Einbeziehung des Anderen: Studien zur politischen Theorie* (Frankfurt am Main Suhrkamp, 1996). (高野昌幸訳『他者の受容』(法政大学出版局 二〇〇四年)); id., "The European Nation-States and the Pressures of Globalization," in De Greiff, Pablo, and Cronin, Ciaran (eds.), *Global Justice and Transnational Politics: Essays on the Moral and Political Challenges of Globalization* (Massachusetts: The MIT Press, 2002), pp. 217-234. また、ハーバーマスの「憲法愛国主義」の検討として以下を参照。Müller, Jan-Werner, *Constitutional Patriotism* (Princeton: Princeton University Press, 2007). ハーバーマスの立場に立ちつつ、リベラル・ナショナリズム論を批判的に検討したものととして以下を参照。齋藤純一「デモクラシーと社会統合」(同著者「政治と複数性——民主的な公共性に向けて——」岩波書店、二〇〇八年)、三七—六三頁。

【付記】

本稿は、二〇〇八年四月二六日に国際関係思想・研究ネットワーク研究会第五回研究会(於 専修大学)にて報告した「トランス・ナショナルな政治体の成立条件に関する一考察——ヤエル・タミールの国際秩序構想の批判的検討を手がかりに——」(二〇〇八年九月六日から七日にかけて開催された九州政治研究者フォーラム二〇〇八年度鹿児島大会(於 マリンパレスかごしま)の第一日目において報告した)「ヤエル・タミールの国際秩序構想における理論的矛盾——ネイションを超える政治枠組みの成立条件に関する一考察——」および、二〇〇八年一〇月二四日から二六日にかけて開催された日本国際政治学会二〇〇八年度研究大会(於 つくば国際会議場)における分科会セッション D-8/E-5 (連続)「トランスナショナル II・III:《ナショナリズムとトランスナショナリズムの間》」にて報告した「リベラリズムの解釈の変容とナショナリズム——政治理論的視座から——」以上三つの報告原稿を基に大幅に、加筆・補訂をして成されたものである。拙報告にたいして貴重なご意見を多くの方々から賜ったことを深く感謝し申し上げたい。また、本稿は成稿に至るまで、施光恒准

教授（九州大学大学院比較社会文化研究院）および松井康浩教授（九州大学大学院比較社会文化研究院）のご指導を賜った。記して謝意を表したい。なお、本稿における誤りはすべて筆者に帰すものである。